

令4衛検第3081号
令和4年7月27日

特定建築物所有者等 各位

秋田市保健所長 伊藤善信
(公印省略)

換気の徹底の再周知について（通知）

日頃から本市の生活衛生行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般国の新型コロナウイルス感染症対策分科会により感染拡大防止のための効果的な換気についての提言が示され、これを受けて、標記のことについて厚生労働省から別紙のとおり事務連絡がありました。

については、同提言を踏まえつつ改めて、建築物環境衛生基準に従った特定建築物等の維持管理における効果的な換気の実施についてご協力いただきますようお願いいたします。

なお、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく二酸化炭素濃度測定とは別に、二酸化炭素濃度測定器の使用にあたっての留意点が別添1により示されております。また、別添2の「熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」、別添3の「効果的な換気のポイント」についても、併せてご留意いただきますようお願いいたします。

最新の関連情報については、本市および国等のホームページを随時ご確認ください、情報把握に努めてください。

- ・別添1：二酸化炭素濃度測定器を使用する際の留意事項（令和3年6月17日事務連絡「換気の徹底の再周知について」別添1）
- ・別添2：熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法
- ・別添3：効果的な換気のポイント（令和4年7月14日第17回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料抜粋）

担 当 秋田市保健所 衛生検査課
環境指導担当 榊田 享子
TEL 883-1181
FAX 883-1171